



介護サービス事業所における事故等発生時に係る対応(参考例)について

(H19.2.23 栃木県保険福祉部高齢対策課介護保険班)

1 趣旨

この参考例は、介護保険の保険者である市町が、介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「介護サービス事業所」という。）において発生した事故等に関し、迅速かつ適切な対応を行うため、その取扱いを示すものです。

なお、市町においても要領等定めがある場合にはこの限りでなく、県への報告について協力をお願いするものです。

【介護保険法における事故報告の位置づけ】

介護保険指定事業者は、介護保険法に基づく基準省令などにより、利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時には速やかに適切な対応をとらなければなりません。

「“指定〇〇事業者は、利用者に対する指定〇〇の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない”
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)

2 事故報告の対象

基本的な事故報告の流れは、**介護サービス事業所→市町→高齢対策課**となります。

(1) 介護サービス事業所から市町への報告について

対象とする事故等の範囲は、次のとおりとします。なお、別添「介護保険事業者事故報告書」を参考様式としてお使いください。

- ① サービスの提供による利用者のけが、または死亡事故の発生 ※
- ② 食中毒及び感染症、結核の発生
(サービス提供に関連して発生したと認められる場合。なお、関連する法令に届出義務がある場合には、これに従うこと。)
- ③ 職員(従業者)の法令違反・不祥事の発生 (利用者の処遇に影響がある場合)
- ④ 利用者またはその家族等に係る個人情報漏洩の発生
- ⑤ その他、報告が必要と認められる事故等の発生

※ ①の取扱いについて

注1) 「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故を含む。

注2) けがの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とする。ただし、軽度であっても家族等に連絡しておいた方が良いと判断される場合は、市町に対しても報告する。

注3) 事業所側の過失の有無は問わない。利用者の過失によるけがであっても、注2に該当する場合は報告する。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生ずる可能性があるときは、市町へ報告する。

(2) 市町から県への報告

(1)の報告内容が、次のア～カに該当する場合は、高齢対策課介護保険班へ速やかにご一報(事業所からの報告書をFAXで送信)ください。

ア) 指定基準違反の恐れがある場合

イ) 死亡事故または死亡事故に準ずる重大事故の場合

ウ) 食中毒及び感染症、結核が発生した場合

エ) 職員(従業員)の法令違反・不祥事が発生した場合

オ) 利用者またはその家族等に係る個人情報の漏洩が発生した場合

カ) その他、県への連絡が必要と認められる場合

3 市町から事業所への指導

- ① 日頃から、事故等発生時における速やかな報告について、介護サービス事業所に対する周知徹底をお願いします。
- ② 介護サービス事業所から事故等の報告があった場合、必要に応じて速やかに現地調査を実施し、再発防止に向けた指導を行なうなど、保険者として適切な対応をお願いします。
- ③ ②の調査結果や指導内容、また、事業所から提出された改善報告書などについて、高齢対策課介護保険班あて、情報提供くださるようお願いいたします。県が介護サービス事業所に対して定期的に行っている実地指導等の際に、参考資料とさせていただきます。